

今後における児童生徒及び教職員の県外への往来について

1 県外への往来について

変更前

国の緊急事態宣言により指定された都道府県に滞在した場合には、帰郷後2週間程度を、児童生徒の場合は「出席停止」とし、教職員の場合は「特別休暇（自宅待機）」とする。

変更後

特別措置法に基づく、「緊急事態宣言」により、対象地域として指定された都道府県に公私に関わらず滞在した場合には、帰宅した日から数日間は健康観察に留意し、体調に不安がある場合には医療機関に相談すること（令和3年1月8日付教職員課発103-2253）

相談の結果、問題がなければ登校及び出勤可となる。

2 その他

- 緊急事態宣言により対象地域として指定された都道府県に滞在し、登校への不安がある場合は、学校へ相談してください。
欠席する場合は「出席停止」扱いとします。